

奥州市地域おこし協力隊募集業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、奥州市（以下「市」という。）が実施する「奥州市地域おこし協力隊募集業務」に係る委託事業者の選定に当たり、業務の履行に最も適した民間事業者等（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、応募及び審査に必要な事項を定めるものである。

第1 業務概要

1 業務名

奥州市地域おこし協力隊募集業務

2 業務の目的

地域おこし協力隊の採用に関して、広く募集内容をプロモーションするとともに、当市の募集内容と応募者の求めるキャリアとのすり合わせを行い、適切な人材の採用に向けた支援を目的とする。

3 業務内容

「奥州市地域おこし協力隊募集業務 仕様書」のとおり

4 履行期間

契約の日から令和8年2月27日（金）まで

5 提案上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、この業務に係る提案の上限額である。

なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、契約金額については、予定価格の範囲内において協議して定めるものとする。

6 事業者の決定方法

公募型プロポーザル方式による。

第2 プロポーザルに係る事項

1 参加資格者の要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人及びその他の団体として地域おこし協力隊募集業務の受託実績があること、又はその経験を有する者が在籍し、かつ、その者が本業務に従事する体制を整備していること。
- (2) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、本市に訪問可能なこと。
- (3) 法人及びその他の団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

イ 市又は契約先となる本社（営業所）の所在地における市町村民税に納付（納入）すべき租税を滞納している者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生1手続開始の申立てがある者

エ 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）に基づく奥州市暴力団等排除措置要綱（平成27年奥州市告示第26号）第3条の規定に該当する者

オ 奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成27年奥州市条例第20号）（平成27年奥州

市告示第 72 号) 及び奥州市物品の製造請負又は物品の買入に係る指名競争札参加者の資格及び指名等に関する要綱(平成 18 年奥州市告示第 5 号)に基づく指名停止措置を受けている者
カ その他受注者として不適当であると認められる者

2 プロポーザルの手続等

(1) 担当部署

住所：〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目 1 番地

奥州市 政策企画部 ふるさと交流課 移住支援係

電話：0197-34-1189

電子メールアドレス：kouryuu@city.oshu.iwate.jp

(2) スケジュール(現在の予定であり、変更する場合は、参加届提出者へ別途通知する。)

項 目	日 程
ア 実施要領等の公表	令和 7 年 6 月 30 日(月)
イ 質問書の提出期限	令和 7 年 7 月 7 日(月) 午後 5 時
ウ 質問に対する回答	質問書到着日から日曜日、土曜日及び祝祭日を除く 3 日以内
エ 参加表明書等提出期限	令和 7 年 7 月 14 日(月) 午後 5 時
オ 資格審査結果の通知	令和 7 年 7 月 17 日(木)
カ 企画提案書等の提出期限	令和 7 年 7 月 24 日(木) 午後 5 時
キ 審査会(プレゼンテーション)	令和 7 年 7 月 30 日(水)
ク 選定結果の通知、公表	令和 7 年 8 月 5 日(火)
ケ 契約締結	令和 7 年 8 月中旬(予定)

(3) 実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

ア 配布期間

令和 7 年 6 月 30 日(月) から令和 7 年 7 月 14 日(月) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(日曜日、土曜日及び祝祭日を除く。)

イ 配布場所及び配布方法

「第 2 2 (1) 担当部署」にて配布又は当市ホームページに掲載(ダウンロード可)

(4) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受付・回答

ア 質問提出期限

令和 7 年 7 月 7 日(月) 午後 5 時まで

イ 提出場所及び提出方法

「第 2 2 (1) 担当部署」まで、質問書(様式 1) を電子メールにて提出するものとする。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、電子メールより原則提出日から日曜日、土曜日及び祝祭日を除く 3 日以内に質問者の他、市ホームページに掲載するものとする。

(5) 参加表明書等に係る書類の提出

ア 提出期限

令和 7 年 7 月 14 日(月) 午後 5 時まで(郵送の場合は必着。)

イ 提出書類

(ア) 参加表明書(様式 2)

- (イ) 実績調書（様式 3）
- (ウ) 業務実施体制（様式 4）
- (エ) 誓約書（様式 5）
- (オ) 個人情報等を取り扱う事務の受託に係る遵守事項の確認シート（様式 6）
- (カ) 個人情報の安全管理措置の整備状況確認シート（様式 7）
- (キ) 履歴事項全部証明書（法人、商号登記している個人の場合）
- (ク) 身分証明書の写し（商号登記していない個人の場合）
- (ケ) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（写し可）
- (コ) 納税証明書（本店所在地の市町村税）

ウ 提出先及び提出方法

「第 2 2（1）担当部署」宛てに持参又は郵送により提出すること。

エ 留意事項

- (ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は「第 3 1 資格審査」で認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。
- (イ) 参加者は、「第 3 審査に係る事項」に定めるプロポーザルの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 企画提案書の作成

資格審査の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次の項目について、企画提案書を作成するものとする。企画提案書の様式等は、日本産業規格 A 4 縦型とする。

企画提案書は、A 4 サイズ 10 枚以内、原則片面印刷とし、文字の大きさは、10 ポイント以上（図表は除く）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。

ア 仕様書をもとに、業務実施に向けた基本的な考え方、効果的かつ効率的な具体的実施方法等、必要な事項（提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述すること。）

イ 業務（作業）工程

ウ その他独自の提案事項

エ その他参考資料

(7) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 5 時まで（郵送の場合は必着。）

イ 提出書類及び提出部数

次の書類を各正本 1 部、副本 8 部提出すること。

(ア) 企画提案書（様式 10）

(イ) 企画提案書説明資料

A 4 サイズ 10 枚以内、原則片面印刷とし、文字の大きさは、10 ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。

a 仕様書をもとに、業務実施に向けた基本的な考え方、効果的かつ効率的な具体的実施方法等、必要な事項（提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述すること。）

b 業務（作業）工程を明記すること。

c その他独自の提案事項があれば記載すること。

(ウ) 参考見積書（様式 11）

ウ 提出先及び提出方法

(ア) 第2 2 (1) 担当部署」宛てに持参又は郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。

(ウ) 郵送、宅配便による場合は、封筒表に「プロポーザル提案書 在中」の旨を朱書きし、アの日時までに必着のこと。

エ 留意事項

参加者1者につき1提案とする。

(8) プロポーザル参加に関しての注意事項

ア 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

(ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 公募要領に違反すると認められる場合

(オ) 見積書の金額が、提案上限額を超過した場合

(カ) 本プロポーザルの公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合

イ 著作権及び特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

ウ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできない。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更及び差し替え並びに再提出は認めない。

オ 返却等

提出書類は、返却しない。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

キ その他

(ア) プロポーザル参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がされない場合は、辞退したものとする。

(イ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、本要領等の記載内容に同意したものとする。

(ウ) 提出された企画提案書等は、奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となる。

(エ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査会開催日前日の午後4時までに、参加辞退届（様式13）を「第2 2 (1)」に持参又は郵送により提出すること。

(9) 参考見積書作成に当たっての注意事項

提案金額は、仕様書に記載の募集業務の内容を検討するための費用の見込額とする。(免税事業者の場合は、様式の消費税欄は0円と記載すること。)

第3 審査に係る事項

1 資格審査

提出された参加表明書及び資格要件に係る書類等について、令和7年7月17日(木)までに審査を行い、電子メールで連絡するとともに文書(様式8)により通知する。

2 プレゼンテーション

プレゼンテーションは、資格審査の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者が参加できることとする。

(1) 開催日時及び開催場所

令和7年7月30日(水)

※日時、開催場所については、後日、企画提案書提出者に通知する。

(2) 企画提案の所要時間

ア プレゼンテーション 20分程度

イ 審査委員からの質疑 15分程度

(3) 注意事項

ア プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

イ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

ウ プレゼンテーションに必要な機材(スクリーン以外)は提案者が用意し設置すること。

エ 提案への参加人数は、3人以内とする。

3 審査方法

審査は、市が別に定める委員により組織された「奥州市地域おこし協力隊募集業務公募型プロポーザル方式審査委員会(以下「委員会」という。)」が行う。

受託候補者の選定に当たっては、別表の審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容及び業務の実施能力等を評価の上採点する。

委員会の委員ごとに求めた得点を合算した点数を合計得点とし、その合計得点が最も高い者を受託候補者とする。

なお、合計得点が同点の場合は、審査項目ごとの配点が高い項目の評価点数が最も高い者を受託候補者とする。

また、合計得点が総得点の5割を下回るときは、選定の対象としない。

4 審査項目及び評価内容

別表のとおり

5 審査結果の通知及び公表

審査結果は選定後、速やかに文書(様式12)により通知するとともに、次に示す事項を市ホームページで公表する。なお、参加者において非公開を求める部分がある場合は、具体的な理由を明記した文書を提出のこと。

(1) 業務等名称

(2) 選定した候補者の名称及び住所

- (3) 参加者の名称（五十音順に記載）
- (4) 参加者の得点（参加者の名称を明記せずに点数順に掲載。ただし、参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。）
- (5) 所管課の名称
- (6) その他必要事項

第4 応募者が1者の場合の取扱い

企画提案書の提出者が1者の場合であっても審査会を実施して審査を行い、選定の可否を決定する。

第5 契約の締結

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約金額が見積額と同じになるとは限らない。

また、受託候補者との協議が整わなかった場合は、次位の事業者と同様の協議を行う。

第6 その他

受託候補者が、市の入札参加の資格制限又は指名停止処分を、参加表明書提出日から契約の日までの期間内に受けたときは、当該受託候補者と契約を締結しないものとする。

奥州市地域おこし協力隊募集業務

１．審査項目及び評価内容

審査項目	評価内容	配点	小計
(1) 業務の実施体制等	配置人員及び体制など ・ 担当者の数（配置状況） ・ 市担当者との連絡体制	／10	／20
	・ 業務を遂行するに有効な類似事業の実績はあるか	／10	
(2) 企画提案書	業務の理解度 ・ 業務の目的及び内容を把握理解しているか ・ 当市の方針に沿う内容となっているか	／10	／50
	隊員募集 ・ 効果的で具体性のある内容になっているか ・ 候補者数を確保できる見込みがあるか	／10	
	業務の実施計画 ・ 実現可能な内容か ・ 作業内容が具体的に整理され、妥当な計画となっているか	／10	
	その他独自の提案事項 ・ 仕様書に示された事項以外に、市にとって有益な独自の提案があるか	／20	
(3) プレゼンテーション	プレゼンテーション能力 ・ 業務の理解度、分かりやすさ ・ 提案内容を明確に説明しているか	／10	／20
	業務への熱意 ・ 市の地域活性化について、どのような考え、思いをもっているか	／10	
(4) 価格点	参考見積書（_____円） ・ 次の計算式により配点額を決定する 満点（10点）×提案最低価格/自社提案価格	／10	／10
合 計			／100

２．各評価項目の評価ランク及び係数

A から E の５段階評価とし各評価項目の配点に評価係数を乗じて得た額を評価点とします

評価ランク	評価視点	評価係数
A	非常に優れている／高度の能力を有している	1.0
B	優れている／充分な能力を有している	0.8
C	平均的である	0.6
D	やや劣っている／能力が若干乏しい	0.4
E	非常に劣っている／能力がない	0.2